

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

- | | | | |
|------|-------------------------------------|--------|----|
| お知らせ | ○ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 | 福利・給与課 | 1頁 |
| | ○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 福利・給与課 | 2頁 |
| | ○ 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 福利・給与課 | 4頁 |
| | ○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 福利・給与課 | 8頁 |
| | ○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 福利・給与課 | 9頁 |

お 知 ら せ

平成30年12月21日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例等が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をいゝに公布します。

平成三十一年十二月二十一日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

II|三重県条例第八十三号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(給料以外の給与)			(給料以外の給与)		
第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通常手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	一 (略)	二 十二月 百分の百七十七・五	第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通常手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	一 (略)	二 十二月 百分の百七十一・五

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
2 (略)			2 (略)		

（総務以外の総合）

第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。

第三条 教育長こと

第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通常手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。

(略)

(施行期日等)
この条例は、

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、平成三十年十二月の期末手当から適用する。

三重県条例第百四十四号

知事等の縦との特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します(平成三十年十二月二十一日)

改 正 後	(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)	第七条
改 正 前	(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)	第七条
2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」とあるのは「百分の九十・七五（特定管理職員にあつては、百分の百十・七五）」と、職員	2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」とあるのは「百分の九十・七五（特定管理職員にあつては、百分の一・六五）」とあるのは「百分の一・二八六・二五（特定管理職員	2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」とあるのは「百分の九十・七五（特定管理職員にあつては、百分の百十・七五）」と、職員
(略)	(略)	(略)

用については、職員の給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の九十二・五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・五）」とあるのは「百分の八十八・二五（特定管理職員にあつては、百分の百八・二五）」と、公立学校職員の給与条例第二十四条第二項第一号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の八十八・二五」とする。

2 第八条（略）
（任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例）
特例期間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、
任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十三・二五」とする。

附
則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。第一条の規定による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

三重県条例第八十六号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

三重県知事 鈴木英敬

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和二年五月一日施行）

の一部を次のように改正する。

一日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二条第一項第一号中「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」とあるのは「百分の九十九・七五（特定管理職員にあつては、百分の百十・七五）」と、「百分の一・三五（特定管理職員にあつては、百分の一・六五）」とあるのは「百分の一・二八六・二五（特定管理職員にあつては、百分の一・五六六・二五）」と、「百分の一・四二五（特定管理職員にあつては、百分の一・七二五）」とあるのは「百分の一・三六・一二五（特定管理職員にあつては、百分の一・五六六・二五）」と、「百分の九十分（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の一・三六・一二五（特定管理職員にあつては、百分の一・五六六・二五）」と、「百分の九十分（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」とあるのは「百分の九十九・七五（特定管理職員にあつては、百分の百十・七五）」とする。

（任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例）

第八条（略）

第十五条の二		改	正	後
(地域手当)		(地域手当)	(地域手当)	(地域手当)
2	地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	七 七級地 百分の三(規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・六) (略)	七 七級地 百分の三(規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・五) (宿日直手当) (略)	七 七級地 百分の三(規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・五) (宿日直手当) (略)
3	宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、四百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、六千百円)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに割り振られた勤務時間に引き続いて行われる場合(夜間に授業を行う学校にあつては、これに準じて規則で定める場合)にあつては、その額は、六千六百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、九千百五十円)を超えない範囲内で規則で定める額とする。 (略)	第二十二条 (宿日直手当) (略)	宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、四百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、五千九百円)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに割り振られた勤務時間に引き続いて行われる場合(夜間に授業を行う学校にあつては、これに準じて規則で定める場合)にあつては、その額は、六千三百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、八千八百五十円)を超えない範囲内で規則で定める額とする。 (宿日直手当) (略)	宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、四百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、五千九百円)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに割り振られた勤務時間に引き続いて行われる場合(夜間に授業を行う学校にあつては、これに準じて規則で定める場合)にあつては、その額は、六千三百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、八千八百五十円)を超えない範囲内で規則で定める額とする。 (宿日直手当) (略)
4	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ)において受けるべき扶養手当の月額及びこれをに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の九十五を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十二・五、十二月に支給する場合においては百分の四十七・五を乗じて得た額の総額 3 (略)	第二十四条 (勤勉手当) (略)	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ)において受けるべき扶養手当の月額及びこれをに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十一・五を乗じて得た額の総額 3 (略)	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ)において受けるべき扶養手当の月額及びこれをに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額 二 前項の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十三条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第
5	前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十三条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定す	第二十四条 (勤勉手当) (略)	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ)において受けるべき扶養手当の月額及びこれをに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額 二 前項の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十三条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定す	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ)において受けるべき扶養手当の月額及びこれをに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額 二 前項の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十三条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定す

二十四条第一項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。」と読み替えるものとする。

附 則

1 ~ 14 (略)

附則第十二項の規定が適用される間、第二十四条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、六月に支給する場合においては百分の一・三五、十二月に支給する場合においては百分の一・四二五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合においては手当減額基礎額に、六月に支給する場合においては百分の九十、十二月に支給する場合においては百分の九十五を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

16 ~ 18 (略)

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(期末手当)

改

正

後

(期末手当)

改

正

前

(期末手当)

改

正

前

第二十三条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一~四 (略)
4 ~ 6 (勤勉手当)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十一・五」とする。

4 ~ 6 (略)

(勤勉手当)

第二十四条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

る規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。」と読み替えるものとする。

附 則

1 ~ 14 (略)

附則第十二項の規定が適用される間、第二十四条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・三五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合においては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

16 ~ 18 (略)

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(期末手当)

改

正

前

(期末手当)

改

正

前

(期末手当)

改

正

前

第二十三条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一~四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」とする。

4 ~ 6 (勤勉手当)

(勤勉手当)

第二十四条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の九十、十二月に支給する場合においては百分の九十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十二・五、十二月に支給する場合に

3~5 (略)

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年三重県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

1・2 附則 (略)

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けた給料月額に達しないこととなるもの(県委員会及び人事委員会が共同で定める規則(以下「規則」という。)で定める職員を除く。)には、平成三十一年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第十二項の規定により給与が減せられて支給される職員については、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。

1・2 附則 (略)

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けた給料月額に達しないこととなるもの(県委員会及び人事委員会が共同で定める規則(以下「規則」という。)で定める職員を除く。)には、平成三十四年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第十一項の規定により給与が減せられて支給される職員については、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	百分の七十五
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	百分の五十
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	百分の二十五
平成三十四年四月一日まで	

4~10 (略)

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
2 第一条の規定(第二十四条第二項及び附則第十五項の改正規定を除く。)による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成三十年四月一日から適用し、第一条の規定(第二十四条第二項及び附則第十五項の改正規定に限る。)による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下この項において「新条例」という。)の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。
4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

3~5 (略)
においては百分の四十七・五を乗じて得た額の総額

平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第五 (第十三条関係) 宿日直手当額表	区分	改 正 後		
		改	正	後
第十三条第一項 第一号の勤務	手 当 額	一 勤務一回につき四千四百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき二千三百円とする。	一 勤務一回につき四千二百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき二千三百円とする。	一 勤務一回につき四千二百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき二千三百円とする。
第十三条第一項 第一号の勤務	手 当 額	二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められた日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務（夜間に授業を行う学校にあつては、執務時間が午後五時から午後九時までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間の前又は後に引き続いて行う宿直勤務）は、一回につき六千六百円とする。	二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められた日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務は、一回につき九千五百円とする。	二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められた日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務（夜間に授業を行う学校にあつては、執務時間が午後五時から午後九時までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間の前又は後に引き続いて行う宿直勤務）は、一回につき六千三百円とする。

別表第五 (第十三条関係) 宿日直手当額表	区分	改 正 前		
		改	正	前
第十三条第一項 第一号の勤務	手 当 額	一 勤務一回につき六千百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき三千五十円とする。	一 勤務一回につき五千九百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき二千九百五十円とする。	一 勤務一回につき五千九百円とする。ただし、勤務に従事した時間が五時間未満の場合は、勤務一回につき二千九百五十円とする。
第十三条第一項 第一号の勤務	手 当 額	二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められた日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務は、一回につき九千五百円とする。	二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められた日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務は、一回につき八千八百五十円とする。	二 前号の規定にかかわらず、執務時間が午前八時三十分から午後零時三十分までと定められた日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務は、一回につき八千八百五十円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規定の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規定の一部を改正する規定をここに公布します。
平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 廣川博子
三重県教育委員会教育長 田恵子

三重県人事委員会規則 第六号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(勤勉手当の成績率)			(勤勉手当の成績率)		
第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。	第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。				
一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内	一 再任用職員以外の職員 百分の百八十以内		二 再任用職員 百分の八十五以内	二 再任用職員 百分の八十五以内	

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改	正	後	改	正	前
(勤勉手当の成績率)			(勤勉手当の成績率)		
第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。	第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。				
一 再任用職員以外の職員 百分の百八十五以内	一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内		二 再任用職員 百分の九十以内	二 再任用職員 百分の九十五以内	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

津市広明町13番地 行
発 三重県教育委員会